

「ぶらり中国ドライブパス 2019・周遊型」利用約款

(通則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施する「ぶらり中国ドライブパス 2019・周遊型」(以下「ドライブパス」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。

(対象車両)

第3条 ドライブパスは、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車(車種区分については、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「法」といいます。)第25条第1項の規定により当社が公告する高速自動車国道の料金車種区分によります。以下同じ。)のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した車種に属する車両による通行を対象とします。

(実施期間及び利用期間)

第4条 ドライブパスの実施期間は、令和元年7月12日(金)から令和元年12月1日(日)までの間とします。ただし令和元年8月9日(金)から令和元年8月18日(日)は除きます。

2 ドライブパスは、実施期間のうち、第6条第2項の定めによりあらかじめ登録した連続する最大2日間(ただし前項に定める実施期間中の土曜日、日曜日、祝日及び令和元年10月21日に限る。)または最大3日間(利用開始日の0時から利用終了日の23時59分まで)(以下「利用期間」といいます。)に行った通行を対象とします。利用期間外に行った通行は、ドライブパスの適用対象外となり、当該通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。なお、各通行の利用日の判定は、その通行にかかる入口料金所または出口料金所の通過日時をもって行います。

(対象区間等)

第5条 ドライブパスは、別表2に定める周遊エリア内のIC相互間の通行(回数の制限はありません。)(以下「周遊走行」といいます。)に該当する区間の通行を適用対象とします。これに該当しない通行は、ドライブパスの適用対象外となり、通行料金のお支払いが別途必要となります。

(申込等)

第6条 本割引プランの利用にあたっては、適用対象となる通行を開始するまで(前条に定める通行のうち、周遊エリア外のICから流入し周遊エリア内のICで流出する通行の場合は、周遊エリア外のICから流入するまで)に申込みが必要です。

- 2 前項の申込みは、本約款に定める事項を承諾のうえ、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト(以下「ウェブサイト」といいます。))において、別表1に定めるプランのうち利用するプラン(以下「本割引プラン」といいます。)、利用開始日及び期間、利用車種、利用者氏名、居住都道府県、連絡先電話番号、メールアドレス並びにご利用するETCカードの番号及びその有効期限を登録することにより行います。
- 3 前項により申込みが行われたときは、当社は、登録内容を確認したことをインターネットメールにより利用者へ通知するものとし、利用者の受信状況に関わらず、当該メール送信時をもって申込みを有効とします。
- 4 次の各号を満たさない場合は、前項の規定にかかわらず本割引プランの申込みを無効とし、すべての通行について本割引プランの適用はありません。
 - 一 登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。
 - 二 申込み時に登録したETCカードが利用可能であること。
 - 三 申込み時に登録したETCカードの名義が本割引プラン利用者またはその家族等もしくは利用者が勤務する法人であること。(なお、当社、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行するETCコーポレートカードでは、申込みいただけません。)

(申込内容の変更)

第7条 本割引プランの申込内容について変更が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日までにウェブサイトにて変更手続きを行うことにより、本割引プランの申込内容を変更することができます。なお、変更手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。また、申込時に登録した利用開始日の翌日以降は、申込内容の変更はできません。

(利用方法)

第8条 本割引プランを利用する場合は、申込時に登録した利用期間内に、申込時に登録した利用車種に属する車両及びETCカードの利用により第5条1項に定める通行を行ってください。

- 2 料金所においては、申込時に登録したETCカードを車両に搭載されたETC車載器に挿入し、ETCレーンをETC無線通信により通行してください。なお、登録と異なるETCカードなど別の支払手段により通行した場合、本割引プランの適用対象外となり、当該走行にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。
- 3 入口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンで通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に通行券と同ETCカードを挿入してください。)出口料金所のETCレーンが閉鎖している場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録したETCカードをお渡しください。(料金精算機が設置されているレーンでは、料金精算機に同ETCカードを挿入してください。)

(料金及び請求)

第9条 ドライブパスは最初の周遊走行の完了をもって利用があったものとみなし、ドライブパスの適用対象となる第5条第1項に該当する全ての通行にかかる当社管理道路の通行料金の合計を、最初の周遊走行完了の時点で別表5に定める本割引プランの利用料金の額とします。

- 2 前項にかかわらず、各通行時における料金所の路側表示器の表示、ETC車載器の料金表示及び音声案内は通常料金(ETC時間帯割引が適用された通行の場合は割引後の料金)となります。
- 3 クレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局(ETCパーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。以下同じ。)が発行する請求書には、ドライブパスの適用対象となる各通行の走行明細は記載されません。ETCマイレージサービスの還元額明細及びユーザー登録を必要とするETC利用照会サービスの利用明細に記載されたドライブパスの対象となる各通行の走行明細については、確定後、ドライブパスの明細(企画割引～〇〇IC)に変更されます。
- 4 本割引プランの利用料金は、利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局より請求されます。
- 5 前項にかかわらず、ETCマイレージサービスの還元額の残高がある場合、本割引プランの利用にかかる通行料金は、ETCマイレージサービスの還元額の残高から引き落とされます。ただし、ETCマイレージサービスの還元額の残高が、本割引プランの利用料金に満たない場合、その不足分は利用したETCカードのクレジットカード会社又はETCパーソナルカード事務局から請求されます。

(他の割引との適用関係)

第10条 本割引プランの利用には、ETCマイレージポイント以外の割引は重複して適用されません。

(平日朝夕割引時間帯の走行でも、本割引プランの対象となった走行は、平日朝夕割引の対象外となり、当月の対象走行回数にはカウントされません。)

- 2 ETCマイレージポイントの付与は、前条第1項に定める本割引プランの利用料金の額に対し適用します。

(適用対象外及び無効)

第11条 各通行が次の各号の一に該当する場合は本割引プランの適用対象外とし、その通行にかかる通行料金のお支払いが別途必要になります。

- 一 申込時に登録したETCカード以外を利用して行った通行
- 二 申込時に登録した同一のETCカードにより本割引プランの適用を2回受けた後、同カードを使用した通行
- 三 申込時に登録した車種より上位の車種に属する車両で行った通行
- 四 申込時に登録した利用期間外の日に行った通行
- 五 入口料金所を利用期間内に通過し、出口料金所を利用最終日の翌々日までに通過しなかった通行
- 六 入口料金所、出口料金所ともに周遊エリア外の通行
- 七 周遊エリア内外の料金所間の走行については周遊エリア内に該当する部分と周遊エリア外に該当する部分で走行を分割し、前者はドライブパスの適用対象となり、後者にかかる通行料金の支払いが別途必要となります。(分割後、別途支払いが必要となる走行についての ETC 時間帯割引の判定日時は分割前の走行の入口時間または出口時間で判定いたします。)

- 2 申込時に登録した利用車種より下位の車種に属する車両で本割引プランを利用したときは、適用対象外とはせず、申込時に登録した利用車種に属する車両により本割引プランを利用したものとみなします。
- 3 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本割引プランの申込みを無効とし、利用期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、料金を不法に免れたと認められる場合には、法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
 - 一 ETC無線通信による通行が不可能な車両で走行したとき。
 - 二 申込時に登録したETCカードを利用期間内に2台以上の車両に使用したとき。
 - 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本割引プランを利用したとき。

(解約等)

- 第12条 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行った場合は、以後の通行にかかわらず本割引プランの利用料金を全額お支払いいただくものとし、途中解約、払戻し及び一部返金はいりません。また、実際に走行した区間の通行料金の合計が本割引プランの利用料金を下回る場合でも、払戻し及び差額の返金は一切行いません。
- 2 本割引プランについて解約が必要な場合は、申込時に登録した利用開始日までにウェブサイトにて解約手続きを行うことにより、本割引プランを解約することができます。なお、解約手続きには申込時に交付した申込番号及び申込時に登録したメールアドレスが必要です。
 - 3 申込時に登録した利用期間内に周遊走行を行わなかった場合は、ウェブサイトでの解約手続きの有無に関わらず、本割引プランの料金は請求いたしません。

(個人情報の保護)

- 第13条 本割引プランの申込み者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

(免責事項)

- 第14条 当社は、次の各号に掲げるときには、本割引プランの利用者が被った被害について一切責任を負いません。
- 一 当社の責めに帰することができない登録事項の誤りにより、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。
 - 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本割引プランの申込み者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
 - 四 通行止め又は渋滞により、本割引プランの利用に影響を及ぼしたとき。

(約款の変更)

- 第15条 当社は、事情により本約款を変更することがあります。
- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容をウェブサイトへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込み者が被った損害について、一切責任を負いません。

附則

1 この約款は、令和元年7月1日から実施します。

別表1:周遊エリア

プラン名	道 路 名	区 間 名
中国5県周遊プラン	中国自動車道	佐用IC～下関IC (佐用本線料金所を含む)
	山陽自動車道	備前IC～廿日市JCT(尾道本線料金所を含む。) 大竹JCT～山口南IC 宇部本線料金所～下関JCT 倉敷JCT～早島IC(早島本線料金所を含む。)
	岡山自動車道	岡山JCT～北房JCT
	広島自動車道	広島JCT～広島北JCT
	米子自動車道	落合JCT～米子IC
	山陰自動車道	松江玉造IC～出雲IC
	松江自動車道	宍道JCT～三刀屋木次IC
	浜田自動車道	千代田JCT～浜田IC
	広島岩国道路	廿日市JCT～大竹JCT
	広島呉道路	仁保IC～呉IC
	安来道路	米子西IC～東出雲IC
	江津道路	江津IC～浜田JCT
ひろしま・しまね周遊プラン	中国自動車道	東城IC～六日市IC
	山陽自動車道	福山東IC～廿日市JCT(尾道本線料金所を含む。)
	広島自動車道	広島JCT～広島北JCT
	山陰自動車道	松江玉造IC～出雲IC
	松江自動車道	宍道JCT～三刀屋木次IC
	浜田自動車道	千代田JCT～浜田IC
	広島岩国道路	廿日市JCT～大竹JCT
	広島呉道路	仁保IC～呉IC
	安来道路	米子西IC～東出雲IC
	江津道路	江津IC～浜田JCT

※スマートICは車種・利用時間に制限がある場合があります。

別表2:本割引プランの利用料金

全日3日間プラン

プラン名	利用日数	軽自動車等	普通車
中国5県周遊プラン	連続する最大3日間	6,800円	8,500円

ひろしま・しまね周遊プラン	連続する最大3日間	4,000円	5,000円
---------------	-----------	--------	--------

休日2日間プラン

プラン名	利用日数	軽自動車等	普通車
中国5県周遊プラン	連続する休日 最大2日間	5,400円	6,800円
ひろしま・しまね周遊プラン	連続する休日 最大2日間	3,200円	4,000円

※広島高速道路公社が管理する道路等、当社管理以外の道路を利用する場合は、上記利用料金のほか、当該道路の利用にかかる通行料金のお支払いが別途必要となります。